

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)

適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等 造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための 譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
平成 年 月 日		※課税別添付書類	
職務署受付印 税務署長殿	提法人 (フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 法人親 代表者氏名	〒 電話() -	
	代表者住所 〒		
	事業種目		業
	申請の對象が連結子法人である場合に限り記載	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	※ 税務署処理欄
租税特別措置法 (第65条の12第3項 第68条の83第4項)の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記より延長したいので申請します。 記			
期 中 特 別 勘 定 の 金 額 円			
適格分社型分割等に係る 分割承継法人等において 譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額 円 譲り受ける予定年月日 . . .	円 . . .	円 . . .
(やむを得ない事情の詳細)			
添 付 書 類 (その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

15. 00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 107)

適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある 土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書		※整理番号	
平成 年 月 日		※課税別添付書類	
職務署受付印 税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名 〒 納 税 地 電話() -		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名 〒 代 表 者 住 所		業
	事 業 種 目		
	租税特別措置法第65条の12第3項の規定による適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴い期中特別勘定の設定期間を下記により延長したいので申請します。 記		
期 中 特 別 勘 定 の 金 額 円			
適格分社型分割等に係る 分割承継法人等において 譲り受けようとする宅地	取得価額の見積額 円 譲り受ける予定年月日 . . .	円 . . .	円 . . .
(やむを得ない事情の詳細)			
添 付 書 類 (その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			整 理 簿
			備 考

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 113)</p> <p>適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1. この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限ります。)をいいます。)を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2. この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3. この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4. 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の12第3項・第68条の83第4項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄</p> <p>イ 「取得価額の見積額」欄には、適格分社型分割等に係る措置法第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。</p> <p>ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第3項・第68条の83第4項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類」欄には、措置法施行規則第22条の9第3項・第22条の71第3項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付して下さい。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 107)</p> <p>適格分社型分割等を行う場合の大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための譲渡に伴う期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1. この申請書は、法人が、宅地を譲り受けることを約して造成を行う個人又は法人に土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度において適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限ります。)をいいます。)を行う場合において、当該宅地の造成に要する期間が1年を超えることその他のやむを得ない事情により当該適格分社型分割等の日までに当該宅地を譲り受けることが困難であり、かつ、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)において当該適格分社型分割等の日から納税地の所轄税務署長が認定する日までの期間内に当該宅地を譲り受ける見込みである場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の12第3項の規定により税務署長の承認を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>2. この申請書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3. この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4. 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の12第3項の規定により設ける同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(2) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等において譲り受けようとする宅地」の各欄</p> <p>イ 「取得価額の見積額」欄には、適格分社型分割等に係る措置法第65条の12第3項に規定する分割承継法人等において譲り受けようとする同項の宅地の取得価額の見積額を記載してください。</p> <p>ロ 「譲り受ける予定年月日」欄には、上記イの宅地を譲り受ける予定年月日を記載してください。</p> <p>(3) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、措置法第65条の12第3項に規定するやむを得ない事情の詳細を記載してください。</p> <p>(4) 「添付書類」欄には、措置法施行規則第22条の9第3項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該申請書に添付して下さい。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p>